

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項	許可の取消し又は業務停止の命令 (但し、薬局製造販売医薬品製造販売業、薬局製造販売医薬品製造業、薬局、店舗販売業者及び医療機器の販売業若しくは貸与業に限る)	指導予防課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。